



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年12月28日木曜日 第1824号外 1

◇ 目 次 ◇
規 則

愛媛県資源循環促進税条例施行規則..... 1

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則.....21

規 則

○愛媛県規則第64号

愛媛県資源循環促進税条例施行規則を次のように定める。

平成18年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県資源循環促進税条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県資源循環促進税条例（平成18年愛媛県条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（書類の様式等）

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

書類の種類	様式
1 条例第10条第2項の登録申請書	資源循環促進税特別徴収義務者登録申請書（様式第1号）
2 条例第10条第3項の証票	資源循環促進税特別徴収義務者証（様式第2号）
3 条例第10条第6項の変更の登録申請書	資源循環促進税特別徴収義務者変更登録申請書（様式第3号）
4 条例第11条第1項の納入申告書及び条例第15条第1項の申告書	資源循環促進税納入（納付）申告書（様式第4号）
5 条例第12条第2項の申請書	資源循環促進税徴収猶予申請書（様式第5号）
6 条例第13条第2項の申請書	資源循環促進税徴収不能額等還付（納入義務免除）申請書（様式第6号）
7 条例第14条第1項の届出書	資源循環促進税産業廃棄物搬入開始届出書（様式第7号）
8 条例第14条第2項の届出書	資源循環促進税産業廃棄物搬入変更届出書（様式第8号）
9 条例第15条第3項の修正申告書	資源循環促進税修正申告書（様式第9号）
10 条例第16条第2項の申請書	資源循環促進税減免申請書（様式第10号）
11 条例第17条の通知書	資源循環促進税通知書兼納額告知書（様式第11号）

2 条例第10条第2項の規則で定める書類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の6又は第10条の18に規定する許可証の写しとする。

（特別徴収義務の消滅の届出）

第3条 条例第10条第7項の規定による届出は、資源循環促進税特別徴収義務消滅届出書（様式第12号）を提出してしなければならない。

（賦課徴収）

第4条 資源循環促進税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の定めるところによる。

（課税標準の端数計算）

第5条 資源循環促進税の課税標準である最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量を計算する場合において、その重量に0.001トン未満の端数があるとき、又はその全重量が0.001トン未満であるときは、その端数重量又はその全重量を切り捨てる。

（換算して得た重量）

第6条 条例第5条第2項の規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの体積を測定できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める換算係数を当該産業廃棄物の

体積に乗じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項第1号に掲げる燃え殻	1.14
2 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる汚泥	1.10
3 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃油	0.90
4 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃プラスチック類	0.35
5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第1号に掲げる紙くず	0.30
6 廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる木くず	0.55
7 廃棄物処理法施行令第2条第3号に掲げる繊維くず	0.12
8 廃棄物処理法施行令第2条第4号に掲げる動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
9 廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	1.00
10 廃棄物処理法施行令第2条第5号に掲げるゴムくず	0.52
11 廃棄物処理法施行令第2条第6号に掲げる金属くず	1.13
12 廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
13 廃棄物処理法施行令第2条第8号に掲げる鉱さい	1.93
14 廃棄物処理法施行令第2条第9号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
15 廃棄物処理法施行令第2条第10号に掲げる動物のふん尿	1.00
16 廃棄物処理法施行令第2条第11号に掲げる動物の死体	1.00
17 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げるばいじん	1.26
18 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物	1.00

備考 換算係数は、産業廃棄物の体積1立方メートル当たりのトン数とする。

（資源循環促進税特別徴収義務者証の再交付）

第7条 特別徴収義務者は、交付を受けた資源循環促進税特別徴収義務者証を破り、汚し、又は失ったときは、知事にその再交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、資源循環促進税特別徴収義務者証再交付申請書（様式第13号）を知事に提出してしなければならない。この場合において、破り、又は汚した資源循環促進税特別徴収義務者証を当該申請書に添えなければならない。

3 特別徴収義務者は、資源循環促進税特別徴収義務者証の再交付を受けた後、失った資源循環促進税特別徴収義務者証を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

（徴収猶予の申請等）

第8条 条例第12条第1項の規則で定める要件は、同項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において資源循環促進税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における資源循環促進税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る資源循環促進税を納入することが確実に認められることとする。

2 条例第12条第1項の規定により徴する担保の提供手続については、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定の例による。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 条例附則第9項の規定による特別徴収義務者の登録及び変更の登録、証票の交付並びに最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出は、第2条の規定の例により行わなければならない。

様式第1号(第2条関係) 資源循環促進税特別徴収義務者登録申請書

資源循環促進税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

申	フリガナ				
	氏名又は名称				
請	住所又は主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
者	代表者の職名及び氏名	職名		フリガナ	
	代表者の住所	(郵便番号 -)			
最	名称				
	所在地				
終	設備の概要	種類	安定型	管理型	遮断型
		規模	埋立面積	平方メートル	埋立容量
処	設置許可番号	第 号			
	設置許可年月日(届出年月日)	年 月 日			
分	搬入を許可されている産業廃棄物の種類				
	産業廃棄物の重量を計測する機器の有無	有 無			
場	搬入の受入れを開始しようとする日又は特別徴収義務者としての指定を受けた日	年 月 日			

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
 4 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。
 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第10条の6又は第10条の18に規定する許可証の写しを添付すること。

様式第2号（第2条、様式第12号、様式第13号関係） 資源循環促進税特別徴収義務者証

14.5センチメートル

登録番号 第 号

資 源 循 環 促 進 税

特 別 徴 収 義 務 者 証

愛 媛 県

9
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

様式第3号(第2条関係) 資源循環促進税特別徴収義務者変更登録申請書

資源循環促進税特別徴収義務者変更登録申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

登 録 番 号		第 号	
最 終 処 分 場	名 称		
	所 在 地		
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容	
		変 更 前	変 更 後
1	特別徴収義務者の氏名又は名称		
2	住所又は主たる事務所の所在地		
3	連 絡 先		
4	代 表 者 の 職 名 及 び 氏 名		
5	代 表 者 の 住 所		
6	最 終 処 分 場 の 名 称		
7	最 終 処 分 場 の 所 在 地		
8	最 終 処 分 場 の 設 備 の 概 要		
9	最 終 処 分 場 の 設 置 許 可 番 号		
10	最終処分場の設置許可年月日(届出年月日)		
11	搬入を許可されている産業廃棄物の種類		
12	産業廃棄物の重量を計測する機器の有無		
変 更 理 由			
変 更 年 月 日		年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 該当する項目の番号に を付すること。

5 産業廃棄物処分業の許可に関する事項に変更があった場合は、変更後の当該許可証の写しを添付すること。

様式第4号(第2条関係) 資源循環促進税納入(納付)申告書

愛媛県知事 様		年 月 日	処 理 事 項	発信年月日	
				通信日付印	確認印
申 告 納 入 （ 納 付 ） 者	フリガナ				
	氏名又は名称				
	住所又は主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	代表者の職名及び氏名	職名		フリガナ	
	代表者の住所	(郵便番号 -)			
最 終 処 分 場	名称				
	所在地				
資源循環促進税納入(納付)申告書					
申告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで				
課税標準となる産業廃棄物の重量	税	率	税	額	
申告納入分	トン		円/トン	円	
申告納付分	トン		円/トン	円	
納入(納付)年月日	年 月 日				

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 印の欄は、記載しないこと。
 4 課税標準となる搬入した産業廃棄物の重量の小数点以下第3位未満の端数は、切り捨てること。
 5 産業廃棄物の体積を換算して得た重量を課税標準とする場合は、別紙を添付すること。

別紙

資源循環促進税重量換算明細書

特別徴収義務者名 又は申告納税者名				
重量 の 計 測 が 困 難 な も の	産業廃棄物の種類	搬入量（立方メートル）	換算係数	換算重量（トン）
	燃え殻			
	汚泥			
	廃油			
	廃プラスチック類			
	紙くず			
	木くず			
	繊維くず			
	動物又は植物に係る固 形状の不要物			
	獣畜及び食鳥に係る固 形状の不要物			
	ゴムくず			
	金属くず			
	ガラスくず、コンクリー トくず及び陶磁器くず			
	鋳さい			
	コンクリートの破片そ の他これに類する不要 物			
	動物のふん尿			
	動物の死体			
	ばいじん			
	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令（昭 和46年政令第300号）第 2条第13号に掲げる廃 棄物			
小計				
重量の計測ができたもの		搬入重量（トン）		
合 計				

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 換算重量及び搬入重量の小数点以下第 3 位未満の端数については、搬入ごとに切り捨てること。
- 3 申告納入に係るものと申告納付に係るものは、それぞれ別葉にすること。

様式第5号(第2条関係) 資源循環促進税徴収猶予申請書

資源循環促進税徴収猶予申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ⑩

登 録 番 号	第 号	
最終処分場	名 称	
	所 在 地	
納 入 期 限	年 月 日	
徴収猶予を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
計 算 基 礎	申 告 税 額	円
	納 入 額	円
	徴収猶予を受けようとする税額	円
徴収猶予を必要とする理由		
納 税 担 保		

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
 3 徴収猶予を必要とする理由を証する書類を添付すること。

様式第6号（第2条関係） 資源循環促進税徴収不能額等還付（納入義務免除）申請書

資源循環促進税徴収不能額等還付（納入義務免除）申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

登 録 番 号	第 号		
最終処分場	名 称		
	所 在 地		
納 入 期 限	年 月 日		
計 算 基 礎	申 告 税 額	円	
	納 入 額	円	
	受け取ることが できなかった	料金	円
		税額	円
天災等により失った税額		円	
還付（納入義務の免除）に係る申請額		円	
還付（納入義務の免除）を必要とする理由			

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
 4 還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証する書類を添付すること。

様式第7号（第2条関係） 資源循環促進税産業廃棄物搬入開始届出書

資源循環促進税産業廃棄物搬入開始届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

事業者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

事	フリガナ				
	氏名又は名称				
業	住所又は主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	代表者の職名及び氏名	職名		フリガナ	
				氏名	
代表者の住所	(郵便番号 -)				
最	名称				
	所在地				
	設備の概要	種類	安定型	管理型	遮断型
		規模	埋立面積	平方メートル	埋立容量
	設置許可番号	第 号			
	設置許可年月日(届出年月日)	年 月 日			
分	搬入を許可されている産業廃棄物の種類				
	産業廃棄物の重量を計測する機器の有無	有 無			
場	搬入を開始しようとする日又は特別徴収義務者としての指定を受けた日	年 月 日			

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
 4 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。
 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の6又は第10条の18に規定する許可証の写しを添付すること。

様式第8号(第2条関係) 資源循環促進税産業廃棄物搬入変更届出書

資源循環促進税産業廃棄物搬入変更届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

事業者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

最終処分場	名称	変更の内容	
	所在地	変更前	変更後
変更があった事項			
1	事業者の氏名又は名称		
2	住所又は主たる事務所の所在地		
3	連絡先		
4	代表者の職名及び氏名		
5	代表者の住所		
6	最終処分場の名称		
7	最終処分場の所在地		
8	最終処分場の設備の概要		
9	最終処分場の設置許可番号		
10	最終処分場の設置許可年月日(届出年月日)		
11	搬入を許可されている産業廃棄物の種類		
12	産業廃棄物の重量を計測する機器の有無		
変更理由			
変更年月日		年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 該当する項目の番号に を付すること。

5 産業廃棄物処分業の許可に関する事項に変更があった場合は、変更後の当該許可証の写しを添付すること。

様式第9号（第3条関係） 資源循環促進税修正申告書

愛媛県知事 様		年 月 日	処 理 事 項	発信年月日	
				通信日付印	確認印
修 正 申 告 者	フリガナ				
	氏名又は名称				
	住所又は主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	代表者の職名及び氏名	職名		フリガナ	
	代表者の住所	(郵便番号 -)			
最終 処分 場	名称				
	所在地				
資源循環促進税修正申告書					
申告対象期間		年 月 日から 年 月 日まで			
区 分	課税標準となる搬入した産業廃棄物の重量	税 率	税 額		
修正申告額 ①	トン	円/トン	円		
当初申告額 ②	トン	円/トン	円		
差引増減額 ① - ②	トン	円/トン	円		
増差税額納付年月日		年 月 日			
修正申告の理由					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 印の欄は、記載しないこと。

3 課税標準となる搬入した産業廃棄物の重量の小数点以下第3位未満の端数は、切り捨てること。

4 産業廃棄物の体積を換算して得た重量を課税標準とする場合は、別紙を添付すること。

別紙

資源循環促進税重量換算明細書

特別徴収義務者名 又は申告納税者名				
重量 の 計 測 が 困 難 な も の	産業廃棄物の種類	搬入量（立方メートル）	換算係数	換算重量（トン）
	燃え殻			
	汚泥			
	廃油			
	廃プラスチック類			
	紙くず			
	木くず			
	繊維くず			
	動物又は植物に係る固 形状の不要物			
	獣畜及び食鳥に係る固 形状の不要物			
	ゴムくず			
	金属くず			
	ガラスくず、コンクリー トくず及び陶磁器くず			
	鉱さい			
	コンクリートの破片そ の他これに類する不要 物			
	動物のふん尿			
	動物の死体			
	ばいじん			
	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令（昭 和46年政令第300号）第 2条第13号に掲げる廃 棄物			
小計				
重量の計測ができたもの		搬入重量（トン）		
合 計				

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 換算重量及び搬入重量の小数点以下第 3 位未満の端数については、搬入ごとに切り捨てること。

様式第10号（第2条関係） 資源循環促進税減免申請書

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">資源循環促進税減免申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">愛媛県知事 様</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印</p>					
申請者	フリガナ				
	氏名又は名称				
	住所又は主たる事務所の所在地		（郵便番号 - ）		
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	代表者の職名及び氏名	職名		フリガナ	
				氏名	
最終処分場	名称				
	所在地				
納付期限		年 月 日			
減免の理由となるべき事実が発生した日		年 月 日			
申告税額		円			
減免申請額		円			
減免を必要とする理由					

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 減免を必要とする理由を証する書類を添付すること。

様式第11号（第2条関係） 資源循環促進税通知書兼納額告知書

（その1） 課税標準重量等の更正又は決定をした場合

資源循環促進税通知書兼納額告知書			
			年 月 日
所在地			
様			
愛媛県 地方局長 印			
資源循環促進税について課税標準重量等を次のとおり更正・決定しましたから通知します。			
更正・決定の対象となる期間		年 月 日から 年 月 日まで	
区分	課税標準重量	税率	税額又は金額
更正・決定額	トン	1トンにつき	円
申告済額		円	
差引不足金額			
加算金額	基準額	乗率	金額
過少申告加算金	円	100	円
		100	
	計		
不申告加算金		100	
		100	
	計		
重加算金		100	
上記の不足金額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付（納入）してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、当該不足額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年14.6パーセント（年 月 日から年 月 日までの期間については、年パーセント）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。		納付（納入）の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関 ・ 指定代理金融機関 ・ 収納代理金融機関 ・ 郵便局 ・ 地方局
注意 1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。 2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。 ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。			

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 年 14.6 パーセントの割合となる場合を除き、延滞金の割合の変更がある場合は、「ついては、」を「ついては」と記載し、「年 パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。

3 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「年 パーセント）」とあるのは、「年 パーセント（当該期間のうち、 年 1月1日以後の期間については、年 7.3 パーセントと 年 11月30日を経過する時における公定歩合に年 4 パーセントの割合を加算した割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）のうちいずれか低い割合）」と記載すること。

4 「納付（納入）の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄及び「収納代理金融機関」欄は、それぞれ該当する金融機関及び取り扱う店舗を記載すること。

5 不要の文字は、抹消すること。

(その2) 加算金額のみを決定した場合の分

加算金額決定通知書兼納額告知書			
所在地	年 月 日		
	様		
	愛媛県 地方局長 印		
	年 月から 年 月までの分の資源循環促進税について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 条第 項該当のため徴収すべき 加算金額を次のとおり決定しましたから通知します。		
加 算 金 額	基 準 額	乗 率	金 額
過少申告加算金	円	100	円
		100	
	計		
不申告加算金		100	
		100	
	計		
重加算金		100	
上記の加算金額を 年 月 日までに納付してください。			
納付の場所 ・ 指定金融機関 ・ 指定代理金融機関 ・ 収納代理金融機関 ・ 郵便局 ・ 地方局			
注意 1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求することができます。 2 この決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。 ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。 イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄及び「収納代理金融機関」欄は、それぞれ該当する金融機関及び取り扱う店舗を記載すること。

(その3) 不申告加算金額のみを決定した場合の分

不申告加算金額決定通知書兼納額告知書				
所在地				年 月 日
様				
愛媛県 地方局長 印				
資源循環促進税について不申告加算金額を次のとおり決定したので通知します。				
期 間	期限後申告税額	乗 率	不申告加算金額	適 用 条 項
年 月から 年 月まで	円	100	円	
		100		
~~~~~				
年 月から 年 月まで		100		
		100		
合 計				
<p>上記の不申告加算金額を 年 月 日までに納付してください。</p> <p>納付の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定金融機関</li> <li>・ 指定代理金融機関</li>   <li>・ 収納代理金融機関</li>   <li>・ 郵便局</li> <li>・ 地方局</li> </ul>				
<p>注意 1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求することができます。</p> <p>2 この決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>				

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄及び「収納代理金融機関」欄は、それぞれ該当する金融機関及び取り扱う店舗を記載すること。

様式第12号（第3条関係） 資源循環促進税特別徴収義務消滅届出書

資源循環促進税特別徴収義務消滅届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

特別徴収義務者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊟

登 録 番 号	第 号
最 終 処 分 場	名 称
	所 在 地
特別徴収義務の消滅の理由	
消 滅 年 月 日	年 月 日

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。  
 3 特別徴収義務が消滅したことを証する書類及び資源循環促進税特別徴収義務者証（様式第 2 号）を添付すること。

様式第13号（第7条関係） 資源循環促進税特別徴収義務者証再交付申請書

## 資源循環促進税特別徴収義務者証再交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

登 録 番 号	第 号
再 交 付 の 理 由	破損 汚損 紛失 （ 紛失の状況 ）

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。  
 3 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。  
 4 破損又は汚損の場合にあっては、資源循環促進税特別徴収義務者証（様式第 2 号）を添付すること。

## ○愛媛県規則第65号

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成8年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> 省略</p> <p>（用語）</p> <p><b>第2条</b> この規則で使用する用語は、条例に定めるもののほか、次に掲げる法令で使用する用語の例による。</p> <p>(1) <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）</u></p> <p>(2) <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「高齢者移動等円滑化法施行令」という。）</u></p> <p>(3) <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）</u></p> <p>(4) <u>移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）</u></p> <p>(5) <u>移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）</u></p> <p>(6) <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）</u></p> <p>（規則で定める道路等）</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第8号の道路法第2条第1項に規定する道路で規則で定めるものは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）とする。</p>	<p><b>第1条</b> 省略</p> <p>（規則で定める公共的施設）</p> <p><b>第2条</b> 条例第2条第4項の特定建築物でない社会福祉施設で規則で定めるものは、次に掲げる施設で特定建築物に該当しないものとする。</p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設</u></p> <p>(3) <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設</u></p> <p>(4) <u>老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</u></p> <p>(5) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設</u></p> <p>(6) <u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設</u></p> <p>(7) <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</u></p> <p>(8) <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設</u></p> <p>(9) <u>社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保館等</u></p> <p>(10) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条第1項に規定する精神障害者社会復帰施設</u></p>
<p>2 条例第2条第15号 _____ の不特定かつ多数の者が利用する施設で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>特定路外駐車場でない路外駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（駐車場法施行令（昭</u></p>	<p>2 条例第2条第4項の道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）</u></p>

和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの及び特定建築物に該当するものを除く。)をいう。以下「一般路外駐車場」という。)

(2) 特定公園施設でない公園施設

及び港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地、広場又は休憩所(これらを構成する特定建築物を除く。以下「公園」という。)

3 条例第28条第1項の特定路外駐車場及び公共的施設のうち路外駐車場で規則で定めるものは、特定路外駐車場(駐車場法施行令第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるものを除く。以下同じ。)及び一般路外駐車場(以下「特定路外駐車場等」という。)とする。

(整備施設)

第4条 条例第14条第1項の規則で定める施設は、別表第1の1の表の左欄に掲げる施設とする。

2 条例第14条第5項の規則で定める施設は、別表第2の各表に掲げる公共的施設の種類に応じ、それぞれ当該各表の左欄に掲げる施設とする。

第5条 省略

(指示の対象となるまちづくり施設)

第6条 条例第16条第2項の規則で定める種類及び規模のまちづくり施設は、次に掲げるものとする。

(1) 特定建築物で

床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が2,000平方メートル以上であるもの

(2) 特定路外駐車場等で自動車の駐車のために供する部分の面積(改良又は用途の変更の場合にあっては、当該改良又は用途の変更に係る自動車の駐車のために供する部分の面積)の合計が2,000平方メートル以上であるもの

第7条 省略

第8条 省略

(届出)

第9条 条例第18条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当するまちづくり施設の新設、増設又は改築をしようとする者(用途の変更をしてまちづくり施設とする者を含む。)とする。

(1) 特定建築物で床面積の合計が100平方メートルを超えるもの(次号に規定するものを除く。)

(2) 省略

(3) 特定路外駐車場等で駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないもの

2~4 省略

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

別表第1(第4条、第5条関係)

1 特定建築物の整備施設及びその整備基準

(2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園及び港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地、広場又は休憩所(これらを構成する特定建築物を除く。以下「公園」という。)

(3) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの及び特定建築物に該当するものを除く。以下「路外駐車場」という。)

3 条例第28条第1項のその他の公共的施設  
で規則で定めるものは、路外駐車場

とする。

(整備施設)

第3条 条例第14条第1項の規則で定める施設は、別表第1の左欄に掲げる施設とする。

2 条例第14条第2項の規則で定める施設は、別表第2の各表に掲げる公共的施設の種類に応じ、それぞれ当該各表の左欄に掲げる施設とする。

第4条 省略

(指示の対象となるまちづくり施設)

第5条 条例第16条第2項の規則で定める種類及び規模のまちづくり施設は、次に掲げるものとする。

(1) 特定建築物又は第2条第1項各号に掲げる公共的施設(以下「特定建築物等」という。)で、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が2,000平方メートル以上であるもの

(2) 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積(改良又は用途の変更の場合にあっては、当該改良又は用途の変更に係る自動車の駐車のために供する部分の面積)の合計が2,000平方メートル以上であるもの

第6条 省略

第7条 省略

(届出)

第8条 条例第18条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当するまちづくり施設を設置し、又は改良しようとする者(その用途を変更してまちづくり施設とする者を含む。)とする。

(1) 特定建築物等で床面積の合計が100平方メートルを超えるもの(次号に規定するものを除く。)

(2) 省略

(3) 路外駐車場で駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないもの

2~4 省略

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

別表第1(第3条、第4条関係)

特定建築物の整備施設及びその整備基準

整備施設	整備基準
1 省略	
2 客室及び 寝室	<p>不特定かつ多数の者が利用する客室又は寝室を設ける場合においては、次に定める基準に適合する客室又は寝室を1以上設けること。</p> <p>(1) 1以上の出入口は、<u>高齢者移動等円滑化法施行令第18条第2項第2号</u> _____に定める構造とすること。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 便所は、<u>高齢者移動等円滑化法施行令第14条</u>に定める構造とすること。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 浴室は、5の項に定める構造とすること。ただし、<u>客室の総数が50以上のホテル又は旅館（当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室(高齢者移動等円滑化法施行令第15条第2項第2号イ及びロに掲げるものに限る。)が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられていない場合に限る。）の客室の浴室にあっては、4の項(1)ウ及び5の項(2)から(5)までに定める構造とすること。</u></p> <p>(8) 省略</p>
3 客席及び 観覧席	<p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>高齢者移動等円滑化法施行令第18条第2項第2号</u>に定める構造の各出入口から各車いす使用者のための客席等に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、<u>高齢者移動等円滑化法施行令第13条第1号から第3号まで及び第18条第2項第4号</u>に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>(4)・(5) 省略</p>
4～7 省略	
8 公衆電話 所	<p>不特定かつ多数の者が利用する公衆電話所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する公衆電話所を1以上設けること。</p> <p>(1) 1以上の出入口は、<u>高齢者移動等円滑化法施行令第18条第2項第2号</u>に定める構造とすること。</p> <p>(2)・(3) 省略</p>
9・10 省略	
11 改札口及 びレジ通路 (商品等の 代金を支払 う場所にお	<p>1以上の改札口又はレジ通路は、<u>高齢者移動等円滑化法施行令第18条第2項第2号</u>に定める構造とすること。</p>

整備施設	整備基準
1 省略	
2 客室及び 寝室	<p>不特定かつ多数の者が利用する客室又は寝室を設ける場合においては、次に定める基準に適合する客室又は寝室を1以上設けること。</p> <p>(1) 1以上の出入口は、<u>高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成6年政令第311号。以下「建築促進法施行令」という。）第13条第2項第2号</u>に定める構造とすること。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 便所は、<u>建築促進法施行令第10条</u>に定める構造とすること。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 浴室は、5の項に定める構造とすること。 _____</p> <p>(8) 省略</p>
3 客席及び 観覧席	<p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>建築促進法施行令第13条第2項第2号</u> _____に定める構造の各出入口から各車いす使用者のための客席等に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、<u>建築促進法施行令第9条第1号から第3号まで及び第13条第2項第4号</u> _____に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>(4)・(5) 省略</p>
4～7 省略	
8 公衆電話 所	<p>不特定かつ多数の者が利用する公衆電話所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する公衆電話所を1以上設けること。</p> <p>(1) 1以上の出入口は、<u>建築促進法施行令第13条第2項第2号</u> _____に定める構造とすること。</p> <p>(2)・(3) 省略</p>
9・10 省略	
11 改札口及 びレジ通路 (商品等の 代金を支払 う場所にお	<p>1以上の改札口又はレジ通路は、<u>建築促進法施行令第13条第2項第2号</u> _____に定める構造とすること。</p>

ける通路を いう。以下 同じ。)	
12～15 省略	

ける通路を いう。以下 同じ。)	
12～15 省略	

注 特定建築物の構造、地形、敷地の状況、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由によりこの表に定める基準によることが困難である場合にあっては、当該基準によらないことができる。

2 道路の整備施設及びその整備基準

整備施設	整備基準
1 歩道及び 自転車歩行 者道	(1) 次に掲げる場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 ア 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。以下同じ。）の階段（その踊場を含む。以下同じ。）の端に近接する部分 イ 公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ場所その他視覚障害者の歩行が多いと認められる場所 ウ 視覚障害者用信号付加装置の設置されている横断歩道に接する部分 (2) 視覚障害者誘導用ブロックは、濡れても滑りにくく、耐久性に優れたものとする。
2 横断歩道	中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さですりつけること。
3 横断歩道 橋	階段は、次に定める構造とすること。 (1) 踊場には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックは、耐久性に優れたものとする。

3 特定路外駐車場の整備施設及びその整備基準

整備施設	整備基準
1 駐車場内 の通路	車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、高齢者移動等円滑化法施行令第16条第1号、第2号及び第3号口に定める構造とすること。
2 案内標示	1の表1の項(1)及び(3)の例によること。

4 特定公園施設の整備施設及びその整備基準

整備施設	整備基準
1 出入口及 び改札口	1以上の出入口又は改札口は、高齢者移動等円滑化法施行令第18条第2項第2号口に定める構造とすること。
2 園路	(1) 段を設ける場合においては、当該段は、高齢者移動等円滑化法施行令第12条第3号に定める構造に準じたものとする。 (2) 前項に定める構造の各出入口若しくは改札口又は車いす使用者用駐車施設と接続する園路のうち、それぞれ1以上の園路は、高齢者移動等円滑化法施行令第16条第2号口及び第3号口並びに第18条第2項第7号八に定める構造とすること。 (3) 各出入口又は改札口と接続する園路のうち、

	それぞれ1以上の園路は、高齢者移動等円滑化法施行令第21条第2項に定める構造とすること。
3 便所	(1) 高齢者移動等円滑化法施行令第14条第1項第1号の例によること。 (2) 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
4 駐車場	(1) 高齢者移動等円滑化法施行令第17条第2項第2号に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。 (2) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口又は改札口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、高齢者移動等円滑化法施行令第16条及び第18条第2項第7号に定める構造とすること。
5 案内標示	1の表1の項の例によること。
6 洗面所	1の表4の項の例によること。
7 水飲み場	1の表9の項の例によること。
8 券売所	1の表10の項の例によること。
9 ベンチ及び野外卓	1以上のベンチ又は野外卓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

注 特定建築物、道路、特定路外駐車場又は特定公園施設の構造、地形、敷地の状況、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由により1の表から4の表までに定める基準によることが困難である場合にあっては、当該基準によらないことができる。

別表第2（第4条、第5条関係）

公共的施設の整備施設及びその整備基準

1 一般路外駐車場

整備施設	整備基準
1 車いす使用者用駐車施設	(1) 高齢者移動等円滑化法施行令第17条に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。 (2) 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
2 出入口	1以上の出入口は、高齢者移動等円滑化法施行令第18条第2項第2号に定める構造とすること。
3 駐車場内の通路	車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、高齢者移動等円滑化法施行令第16条及び第18条第2項第7号に定める構造とすること。
4 案内標示	別表第1の1の表1の項(1)及び(3)の例によること。

別表第2（第3条、第4条関係）

公共的施設の整備施設及びその整備基準

1 第2条第1項各号に掲げる公共的施設

整備施設	整備基準
1 出入口	建築促進法施行令第13条第2項第2号の例によること。
2 廊下その他これに類するもの	建築促進法施行令第7条、第9条、第13条第2項第1号、第3号、第4号及び第6号並びに第14条第2項の例によること。
3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）	建築促進法施行令第8条の例によること。
4 昇降機及びその乗降口ビー	建築促進法施行令第13条第2項第5号の例によること。
5 便所	建築促進法施行令第10条の例によること。
6 駐車場	建築促進法施行令第11条、第12条及び第13条第2項第7号の例によること。

7 敷地内の 通路	建築促進法施行令第11条及び第13条第2項第 7号の例によること。
8 案内標示	別表第1 1の項の例によること。
9 客室及び 寝室	別表第1 2の項の例によること。
10 客席及び 観覧席	別表第1 3の項の例によること。
11 洗面所	別表第1 4の項の例によること。
12 浴室	別表第1 5の項の例によること。
13 シャワー 室及び更衣 室	別表第1 6の項の例によること。
14 カウンタ ー及び記載 台	別表第1 7の項の例によること。
15 公衆電話 所	別表第1 8の項の例によること。
16 水飲み場	別表第1 9の項の例によること。
17 券売所	別表第1 10の項の例によること。
18 改札口及 びレジ通路	別表第1 11の項の例によること。
19 休憩施設	別表第1 12の項の例によること。
20 授乳及び おむつ替え の施設	別表第1 13の項の例によること。
21 インター ホン	別表第1 14の項の例によること。

2 道路

整備施設	整備基準
1 歩道	<p>(1) 縁石、植樹帯等により明確に車道と分離すること。</p> <p>(2) 有効幅員は、200センチメートル以上とするよう努めること。</p> <p>(3) 路面は、平たんにし、かつ、濡れても滑りにくく、水はけのよいものとする。</p> <p>(4) 交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車道との境界部分の段差は、2センチメートル以下とし、かつ、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>イ すりつけ勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(5) 次に掲げる場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 横断歩道橋の階段の端に近接する部分</p> <p>イ 公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ場所その他視覚障害者の歩行が多いと認められる場所</p> <p>ウ 視覚障害者用信号付加装置の設置されて</p>

	<p>いる横断歩道に接する部分</p> <p>(6) 視覚障害者誘導用ブロックは、濡れても滑りにくく、耐久性に優れたものとし、かつ、周囲の部材の色と明度の差の大きい部材その他の周囲の部材と識別しやすい部材とすること。</p>
2 横断歩道	<p>中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さですりつけること。</p>
3 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。以下同じ。）	<p>階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 踊場には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(6) 視覚障害者誘導用ブロックは、濡れても滑りにくく、耐久性に優れたものとし、かつ、周囲の部材の色と明度の差の大きい部材その他の周囲の部材と識別しやすい部材とすること。</p>

2 公園

整備施設	整備基準
1 出入口及び改札口	<p>1以上の出入口又は改札口は、<u>高齢者移動等円滑化法施行令第18条第2項第2号</u>に定める構造とすること。</p>
2 園路	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、<u>高齢者移動等円滑化法施行令第12条第1号</u>から第4号まで及び第6号に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 前項に定める構造の各出入口若しくは改札口又は車いす使用者用駐車施設 _____と接続する園路のうち、それぞれ1以上の園路は、<u>高齢者移動等円滑化法施行令第16条及び第18条第2項第7号</u>に定める構造とすること。</p> <p>(4) 各出入口又は改札口と接続する園路のうち、それぞれ1以上の園路は、<u>高齢者移動等円滑化法施行令第21条第2項</u>に定める構造とすること。</p>
3 便所	<p>(1) <u>高齢者移動等円滑化法施行令第14条の例</u>によること。</p> <p>(2) 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
4 駐車場	<p>(1) <u>高齢者移動等円滑化法施行令第17条</u>に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車</p>

3 公園

整備施設	整備基準
1 出入口及び改札口	<p>1以上の出入口又は改札口は、<u>建築促進法施行令第13条第2項第2号</u>に定める構造とすること。</p>
2 園路	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、<u>建築促進法施行令第8条第1号</u>から第4号まで及び第6号に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 前項に定める構造の各出入口若しくは改札口又は駐車場に設けられる車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）と接続する園路のうち、それぞれ1以上の園路は、<u>建築促進法施行令第11条及び第13条第2項第7号</u>に定める構造とすること。</p> <p>(4) 各出入口又は改札口と接続する園路のうち、それぞれ1以上の園路は、<u>建築促進法施行令第14条第2項</u>に定める構造とすること。</p>
3 便所	<p><u>建築促進法施行令第10条の例</u>によること。</p>
4 駐車場	<p>(1) <u>建築促進法施行令第12条</u>に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。</p>

	いす使用者用駐車施設の表示をすること。 (3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口又は改札口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、 <u>高齢者移動等円滑化法施行令第16条及び第18条第2項第7号</u> に定める構造とすること。
5 案内標示	別表第1の1の表1の項の例によること。
6 洗面所	別表第1の1の表4の項の例によること。
7 水飲み場	別表第1の1の表9の項の例によること。
8 券売所	別表第1の1の表10の項の例によること。
9 省略	

注 公共的施設の構造、地形、敷地の状況、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由により1の表及び2の表に定める基準によることが困難である場合にあっては、当該基準によらないことができる。

別表第3（第9条関係）

まちづくり施設の区分	図書	
	種類	明示すべき事項
特定建築物	省略	
—	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物及び主要な通路等の位置、届出の対象となる <u>特定建築物</u> と他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	省略	
特定路外駐車場等	省略	

	(2) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口又は改札口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、 <u>建築促進法施行令第11条及び第13条第2項第7号</u> に定める構造とすること。
5 案内標示	別表第1の1の項の例によること。
6 洗面所	別表第1の4の項の例によること。
7 水飲み場	別表第1の9の項の例によること。
8 券売所	別表第1の10の項の例によること。
9 省略	

4 路外駐車場

整備施設	整備基準
1 車いす使用者用駐車施設	<u>建築促進法施行令第12条に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。</u>
2 出入口	<u>1以上の出入口は、建築促進法施行令第13条第2項第2号に定める構造とすること。</u>
3 駐車場内の通路	<u>車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、建築促進法施行令第11条及び第13条第2項第7号に定める構造とすること。</u>
4 案内標示	別表第1の1の項(1)及び(3)の例によること。

注 公共的施設の構造、地形、敷地の状況、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由により1の表から4の表までに定める基準によることが困難である場合にあっては、当該基準によらないことができる。

別表第3（第8条関係）

まちづくり施設の区分	図書	
	種類	明示すべき事項
特定建築物	省略	
等	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物及び主要な通路等の位置、届出の対象となる <u>特定建築物等</u> と他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	省略	
路外駐車場	省略	

様式第1号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式（裏）中「まちづくり施設設置者」を「まちづくり施設設置管理者」に改める。  
 様式第2号中「第8条」を「第9条」に、「特定建築物等」を「特定建築物」に、「路外駐車場」を「特定路外駐車場等」に改める。  
 様式第3号中「第9条」を「第10条」に、「特定建築物等」を「特定建築物」に、「路外駐車場」を「特定路外駐車場等」に改める。  
 様式第4号中「第9条」を「第10条」に、「利用円滑化基準」を「建築物移動等円滑化基準、道路移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 不要の文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。